

平成27年第4回定例会  
社会文教常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成27年9月14日 午前9時
- 3 出席委員  
3番 小嶋謙一君 11番 池井豊君  
7番 浅野一志君 12番 関根一義君  
9番 川崎昭夫君 14番 小池真一郎君  
10番 松原良彦君
- 4 委員外出席議員  
議長 皆川忠志君
- 5 欠席委員  
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名  
町 長 佐藤邦義 保健福祉課長 吉澤深雪  
副町長 小日向至 教育委員会事務局長 福井明  
教育長 丸山敬
- 7 職務のため出席した者の氏名  
議会事務局長 中野幸作  
書記 渡辺真夜子
- 8 本日の会議に付した事件  
議案第44号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中  
第1表 歳出の内  
2款 総務費（1項11目）  
3款 民生費  
4款 衛生費  
10款 教育費  
議案第45号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について  
請願第3号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私

学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願

---

午前9時00分 開 会

---

社会文教常任委員長（松原良彦君） おはようございます。予定された時間になりましたので、これより社会文教常任委員会の付託案件審査を行います。

また大雨による災害が栃木、茨城、宮城と発生いたしました。死者が多数出るなど、痛ましい気持ちになってまいります。亡くなった方に、それから訃報に関しては心からのご冥福を祈ります。

さて、田上町もやっと長い梅雨明けが終わったような気象条件になり、本番の秋を迎えるになりました。聞くところによると、平年作を確保できるのではないかと、そういう話も聞いてまいります。これからは秋の季節、おいしい味覚の秋が始まります。皆さんも楽しみにしているかと思えます。

それでは、町長からのご挨拶、よろしく願います。座らせていただきます。

町長（佐藤邦義君） 改めまして、おはようございます。今ほどのお話のように、災害につきまして、実は加茂消防署が先遣隊と救急隊が要請されておりましたが、きのうになって私のところへまた連絡が来まして、規模を縮小ということで、行かなくて済んだと、こういうふうな報告を実は受けております。

そういったことで、災害がないのが何としても一番いいわけではありますが、きのうもお昼からあの雨で、ちょっと農作業がストップしたようではありますが、今日あたりはもう朝から準備しているのも多いようでありますので、ここ二、三日中に多分進むのだろうなと思っているところであります。

今日は、先週の本会議でお願いいたしました一般会計と特別会計の2案件と、あと請願のようではありますが、ご決定いただきますよう、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。本委員会に付託されました案件は、議案第44号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費1項11目、3款民生費、4款衛生費、10款教育費となっております。それから、議案第45号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてです。

これより議事に入ります。議案第44号を議題といたします。

執行の説明を順次求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 改めまして、おはようございます。

それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、11目まちづくり拠点整備事業につきまして4万9,000円の追加をお願いをするものであります。説明欄をごらんいただきたいと思うのですが、まちづくり拠点整備事業の道の駅検討委員会の報償費をお願いをするものでありまして、今後会議が予備1回を含みます4回を開催をするため、その不足をする部分の経費を見込むものでございます。

なお、現在の道の駅整備検討委員会につきましては3回開催をしておりまして、都合7回を見込むものでございます。

以上です。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。保健福祉課の吉澤です。

それでは、続きまして14ページからの3款民生費について説明させていただきますが、保健福祉関係で今回お願いするものはほとんどが平成26年度の実績に伴う国、県への補助金あるいは負担金等の返還金であります。

それでは、順次説明いたしますが、3款1項1目社会福祉総務費ということで、説明欄にあるとおり、これは臨時福祉給付金の国、県への補助金の返還金であります。

それから、2目老人福祉費については老人医療費の助成の県補助金の返還金、3目障害者福祉費については障害者関係自立支援給付やいろいろ各種の障害福祉関係の国、県の負担金あるいは補助金の返還金であります。

4目母子福祉費については、ひとり親家庭医療費の助成の県補助金の返還金であります。

ページめくりまして、15ページに入りますが、2項児童福祉費、3目児童手当費ということでありまして、これも児童手当の26年度の実績に伴う国、県へのそれぞれの負担金返還金であります。

続いて、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費であります。説明欄にあるとおりに、最初保健衛生関係の時間外の勤務手当56万2,000円の追加であります。これは、今回今年に入りまして、精神患者関係の対応が大分土日夜関係なく対応せざるを得なくなりまして、かなりの関係で職員の時間外の勤務手当をお願いするものであります。

以下は、また同じように26年度の実績に伴う補助金等の返還であります。最初

に子ども医療費の助成、それから養育医療費、これについては未熟児の医療費の関係等の国、県への負担金の返還金であります。

続いて、2目予防費であります。健康増進事業費補助金返還金について、健康教育、健康相談に伴う県補助金に対する返還金であります。4款については以上であります。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、18ページをお開きいただきたいと思えます。10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費でございますが、24万3,000円の追加をお願いをするものでございます。

説明欄をごらんいただきたいと思えますが、教育振興費でございますけれども、新潟県の補助事業で昨年度は2分の1補助で実施をしております。今年度は2年目ということで4分の1補助となっております。未来への扉を開くキャリア教育推進事業を実施するため、報償費、需用費、役務費、それぞれ追加をお願いをするものでございます。

事業の内容につきましては、県が掲げております1つは「感動！5日間の職場体験」、2つ目、「夢発見、ジョブチャレンジ」、3つ目、「子ども参観日」の3つの内容がございます。中学校では昨年同様の3日間の職場体験や、今年度初めて夏祭りのボランティア活動を行うものでございます。小学校では昨年と同様に夏祭りのボランティア活動や親子で校舎清掃などを行います。さらに小中学校共通の取り組みとしましては、以前から実施をしております家庭でのノーテレビ、ノーゲームデーの時間を活用いたしまして、子どもの未来を話し合う機会とすることを実施をする、その内容となっております。また、県が主催をいたします「夢想像、ナビゲーションサミット」というのは10月28日に開催をされますけれども、昨年度実施をいたしました上越市、刈羽村、佐渡市、そして田上町の中学生が実践発表を行いました。「市町村長と語ろう、私たちの未来」と題しまして、関係する首長と、それから中学生が話し合う場が計画されております。そこへ町のキャリア教育推進協議会の委員が行くための報償費を見込むものでございます。

続いて、19ページをお開きいただきたいと思えます。2項小学校費、2目教育振興費でございますが、2万円の追加をお願いをするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思えます。総合学習支援事業につきましては、田上と、それから羽生田の両小学校で、先ほど説明をいたしました県のキャリア教育推進事業の関係の事業費、消耗品の追加をお願いをするものでございます。

続いて、20ページになりますが、3項中学校費、2目教育振興費でございますが、

6万4,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄の中で総合学習支援事業につきましては、小学校と同様に県のキャリア教育推進事業を行うための関連経費で、8節の報償費では講師謝礼、11節需用費では消耗品、それから12節の役務費では職場体験適性テストを行うための追加補正をお願いをすることでございます。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、60万8,000円の追加をお願いをするものであります。説明欄のほうにつきまして、生涯学習事業では、職員手当等につきまして、道の駅を含む（仮称）地域交流会館の整備に係る時間外勤務手当が不足をするため、追加補正をお願いをするものであります。

続いて、原ヶ崎交流センターその他事業では、交流センター側の枯れた松4本と、それから枝が施設に伸びて、建物に影響のある立ち木の枝打ち1本を降雪前に処理をしたいということで追加補正をお願いをするものでございます。

次に、21ページをお開きいただきたいと思っております。5項保健体育費、4目学校給食施設費でございますが、189万3,000円の追加をお願いをするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思っておりますが、学校給食施設費では、臨時の調理員1名分の賃金等を当初予算に計上すべきところを失念しておりまして計上しておりませんでしたので、今回の補正をお願いをするものでございます。大変申しわけありませんでした。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいまの説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 教育委員会のほうをちょっとお尋ねしますけれども、今年も中学の職場体験のところを3日間実施されたと思うのですけれども、去年も行かれたと思うのですけれども、主に実施された会社とか何か、主にどんなところを体験されているのか、その辺もしわかりましたらお聞かせください。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今回夏休み期間を利用しまして、8月18から20日でしたか、18、19、20の3日間ということであります。理想的には町内の業者だとか町外もありまして、多岐にわたっております。一応職場訪問の一覧ということで、全部で72ありまして、その中で代表的なところを言いますと、町内では日栄インテックさんだとかサンフロスト、それからホテル小柳、あじさいの里、田上苑、それからあとは竹の友幼稚園、それからいずみルーテル幼稚園、そういったところです。町外ではコメリだとか、あと加茂病院、それから三宝、ガスト、ガストは加茂です

ね、そのあたりで、いろいろ商業系、それから工業系、サービス業系、そういった部分がございますので、それらについて子どもたちが体験をしているというふうな状況になります。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） ありがとうございます。

今年聞くところによりますと、大体2年生が体験されたみたいですが、おおよそ2年生だったら2年生、3年生、全員なのですか。それとも、ある程度自分で希望をされた生徒だけがお伝えしたりするという、どっちのほうに。つたい

教育委員会事務局長（福井 明君） 職場体験の3日間というのは、一応2年生全員になります。そのほかにキャリア教育の中では1年生が職場訪問だとか、そういった部分で1日だとかやっておりますし、3年生……

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（福井 明君） これから行うことになっています。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 貴重ないろいろお話しいただいてありがとうございました。

もし資料等去年の実績、今年は終わったばかりなのであれなのですが、もしできたら去年と今年、できましたらどのくらいの対応の職場、それから人数等、もしわかりましたら資料提供をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 資料につきましては後ほどでよろしいでしょうか。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） はい。

教育委員会事務局長（福井 明君） 整理をした上で差し上げるようにいたしますので、よろしくをお願いします。

教育長（丸山 敬君） 今ほど3年生はというようなご質問ありましたので、若干補足させていただきたいと思います。

今年はこの9月30日から、昨年商工会が中心になって取り組みました「頑張る田上人」、その認定をいただいた方々をお迎えをして、総合学習の時間を使いまして連続的に11月の末くらいまで、一連のキャリア教育の一環で今年を行います。第1回の9月30日は佐藤さんから、室内装飾の方ですが、学校においでをいただいて、1時間ほど講演とか実演をしていただいて、次のもう1こまを使いまして、振り返りとか自分の将来についていろいろ考える、そういうプログラムを順次、江川さん、それから渡辺さんというふうにして、毎水曜日の総合時間を使いまして実施をするという運びになっております。

以上です。

(もしその辺もできましたら、もし予定……の声あり)

教育長(丸山 敬君) 実施計画書は中学校のほうからいただいておりますので、その写し等紹介させていただきたいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長(松原良彦君) よろしくお願ひいたします。

7番(浅野一志君) 参考までにちょっとお聞きしたいのですけれども、今回町外も入っているということなのですが、その場合はどういうふうに通勤するというか、おかしい言い方ですけれども、行くのでしょうか、職場まで。

社会文教常任委員長(松原良彦君) 通勤の方法ですか。

7番(浅野一志君) はい、どういうふうに行くのかという。

(見学の経路の声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) 基本的にはスクールバス、それから場所によってはバス、それから電車等も利用しながら、そこのところの職場に行くということになるかとは思いますが。

社会文教常任委員長(松原良彦君) 個人的なお金を出して通勤、そこまで行くということですか、電車の場合は。

(違う、違うの声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) 授業の一環ですから。授業の一環として行くわけですので。

社会文教常任委員長(松原良彦君) 今電車と言いましたけれども、電車の運賃……

(個人負担でないということかの声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) 個人負担ではないということです。

社会文教常任委員長(松原良彦君) はい、わかりました。浅野さん、よろしいですか。

そのほかに何かありませんでしょうか。

11番(池井 豊君) 衛生費で、職員の時間外になっているのですけれども、この時間外をやっているというのは、教育委員会のほうでは例の道の駅によって上げたというのはあるのですけれども、時間外が出た原因、要因について、ちょっと詳細にお聞かせください。

保健福祉課長(吉澤深雪君) 先ほども言いましたが、精神患者の対応ということで、毎年それなりに対応しているのですが、なかなか当初の予算のときに財政担当から、その関係では時間外は認められないので、それについては補正で対応してくれというふうに言われています。



今回既決の予算でやりくりしたいとは思ったのですが、そういう対応する方々が最近多くいらっしゃいまして、なかなか動かざるを得なかったというような中で、当然その時間外についても対応というのが増えてきたということでもあります。

以上であります。

11番（池井 豊君） 精神ですね。なかなか保健師さんが産休やら育休やらというような話聞いて、これはやっぱりその保健師絡みのところもあるのでしょうか、そこら辺をちょっと。

保健福祉課長（吉澤深雪君） おっしゃるとおり、保健師の関係も大きく影響していますし、保健師だけではなくて、事務的なものも含めて、なかなか1人で動くような内容ではありませんので、2人か3人でいろいろ1人に対して対応することが多く、またそれが何人かいらっしゃいますので、あちこちと何人かは動いていくような形になります。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかご質疑のある方。

しばらくにしてないようですので、議案第44号に対する質疑は終了します。

次に、45号の議案を議題といたします。執行の説明を求めます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 議案第45号であります。議案書の22ページをお開きください。

議案第45号であります。介護保険の特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ1,757万6,000円を追加し、総額を13億3,568万6,000円とするものでありますが、内容としましては、これも一般会計と同じく平成26年度の介護保険の給付費あるいは地域支援事業費等の確定に伴い、国、県、あるいは町の負担分についてそれぞれ清算し、返還の必要が生じたのでその追加の経費等お願いするものであります。

それでは、詳しい内容につきましては27ページからお開きいただきたいと思います。27ページ、歳入であります。最初に7款繰入金、2項1目介護給付費準備基金の繰入金ということで182万1,000円の追加であります。これは返還する国、県、町に対して返還の必要財源として基金から取り崩すものであります。

8款繰越金については26年度の繰り越しということで、1,467万6,000円を追加する、受け入れるものであります。

続いて、9款諸収入、3項1目雑入であります。107万9,000円、これは説明欄にあります。コミュニティデイホームの委託料の返還金ということで、26年度の

実績に伴い、委託料の余分な分を受け入れるものであります。

続いて、28ページになりますが、歳出になります。6款諸支出金、1項2目償還金ということで、1,109万4,000円、説明欄にあるとおりに国、県、それぞれへの償還金ということで、介護給付費等の実績に伴い、返還が生じたものについてお願いするものであります。

続いて、2項1目ではありますが、一般会計繰出金ということで、648万2,000円、これについても介護給付並びに事務費関係で実績に伴い、それぞれ返還をいたすものであります。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 保健福祉課長の説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） ないようですので、議案第45号に対する質疑は終了いたしました。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第44号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおりに決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり決しました。

次に、議案第45号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり決しました。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は請願を除いて全て終了いたしました。

執行の皆さん、大変ご苦労さまでございました。委員の皆さんは、しばらく自席でお待ちください。

（執行部退席）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、これより請願第3号を議題といたします。

この件につきましては浅野議員が紹介議員になっていきますので、説明をお願いいたします。

7番（浅野一志君） おはようございます。

では、請願の内容を読ませていただきます。「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願ということで出ています。

請願趣旨は、私立高校は建学の精神に立脚し、独自の伝統と特色ある教育を展開しながら県内高校教育の重要な一翼を担ってきました。現在県内高校生の5人に1人は、要するに20%ですけれども、私立高校に通っています。

さて、平成22年度から実施された私立高校生への国の就学支援金制度及び本県独自の学費軽減制度により、私立高校生家庭の学費負担は一定に軽減されました。しかし、新潟県内私立高校の入学金を含む初年度納入金は約58万円となっており、国の就学支援金の加算支給対象となっている年収590万円未満世帯において約18万から40万円の学費負担が残されています。しかも、平成26年度からの就学支援金制度見直しにより、年収910万円以上の世帯は支給が打ち切られ、学費の全額を負担しなければならなくなりました。

また、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割と、2割も少ないのが現状です。そのため、専任教員1人当たりが担当する生徒数は、公立が14人に対し、私立は19人であり、過密な勤務状況にあります。

以上のように、私立高校は学費と教育条件において公立との格差が生じています。こうした状況を是正するためには、国及び県が責任を持って私学助成の増額・拡充を図る必要があります。

以上の立場から以下の事項についてお願いいたします。

請願事項については、地方自治法第99条の規定により、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」を採択の上、関係機関に意見書の送付を行ってくださいということで請願が出ているわけです。

今回の請願に当たり、私学助成資料集ということでこれを置いてあると思います。最初のあたりにもあるのですけれども、基本的にはやっぱり私学も公教育の一翼を担っているということをご理解いただければありがたいと思います。私も同じ学年にいましたけれども、ちょっとまた違っていました、どちらにしても私立の学校も基本的には公教育であるというふうに感じていました。ですから、高校であってもやっぱり同じように公教育なのだということをご理解ください。

その辺が資料の1ページに書いてあります。学校教育を担う私立高校ということで、いろいろ述べられています。先ほども言いましたけれども、県内には高校生は5万9,281人在学しています。高校生です。そのうちの約2割、1万2,404人が私立学校に通っています。

2ページ目ですけれども、公教育とはいいながら、実はお金は大分違っているということが書かれています。公立高校の場合は公費99万円に対して、保護者負担が約12万円になっています。ですから、公費は99万円で、そのうちの一部が保護者負担で行われています。それに対して私立の場合は、私学助成行われているお金が約46万円ですから、約半分です。それから、保護者の負担はそれに対して31万円、約3倍とはいきませんが、3倍ぐらいです。こんなふうな状況になっています。

平成22年ですか、無償化ですか、無償化が行われています。ですから、無償化が行われて、平成22年度には公立高校が無償化されています。ただし、無償化といっても、無償の対象というのはあくまでも授業料だけということです。その後2014年、去年から見直しがされて、公立高校無償化は年収910万円未満の世帯までに限定されています。そのため、私立と公立の間の格差がまた広がっています。

それから、3ページ目、世帯区分に応じて、そこに私立高校と私立高校の保護者負担の状況が書かれています。ここにある授業料のところに就学支援金とありますけれども、その部分は国あるいは県の助成によって賄われているところで、この部分は無料になっています。ですから、それ以外が保護者の負担になっておりますということです。

あとは、先ほどの中にもありましたけれども、教員の数は専任教員の割合と書い

てありますけれども、専任教員の割合は……教諭ですね、教諭のほうへいきます。教諭は、一応……専任教員の割合は一応8割になっています。それに対して私学の場合は2割というふうになっておりまして、その残りの部分は要するに常勤講師か、あるいは非常勤講師によって賄われています。正直言って、要はいろいろと打ち合わせとか質問とか行くのですけれども、行ったときも割と担当の先生は授業をなかなか相談できないというふうな状況でした。といっても、僕が行ったのは暁星高校ですけれども、暁星高校の先生たちはそんな感じでした。

とにかく国と県の助成が少ないということもあって、なかなかお金がない、お金が少ないとか、結局保護者のほうに負担が行っているというふうになっています。

最後のほうに、11ページのところの2、経常経費に対する助成ということで、国からの経常費助成、あるいは県による助成の金額が出ています。それから、私立高校生1人当たりの経常費助成の推移も書いてあります。このようにやっぱり、予算は増えてはいるのですけれども、所得税とかそういうふうなものも増えております。

それから、14ページですけれども、国、県に加え、市町村のほうからも就学支援金という形で出ています。主に所得制限があるところが多いのですけれども、田上も幸いにも所得制限を設けずに、年額ですが、1万2,000円出しているとのこと。

最後のページですが、県内の市町村別の在籍私立高校生についての数出ています。高校生でやっぱり多いのは、新潟明訓と中越、それから東京学館、あと日本文理、そういうふうな4校は割とぬきんでて多いです。加茂市だと暁星高校です。中央にある暁星高校も一応143名。加茂市ではないですね、これ違う、三条市ですね。三条市あたりがすごくなってはいます。ちなみに、加茂暁星高校は、現在普通科と、看護科が2学科あります。以前の商業科は現在なくなっています。

参考までに、暁星高校の入学金は幾らかというと、13万円になっています。入学金が13万円で、これは普通科の生徒にかけられています入学金です。それから、授業料が27万8,000円、約30万円です。さらにそのほかに施設設備資金というのが入っていて、それが6万円となっています。これが暁星高校で、割とこれ暁星高等学校の場合は少ないわけです。明訓の場合はどのくらいかというと、授業料が29万4,000円、これは暁星より2万円ぐらい高いです。それに対して施設設備資金が13万5,000円、約2倍です。そのような形で保護者のほうからお金を出さなければいけないというふうな状況になっています。

以上で私の説明を終わります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 2点ほどお伺いしますけれども、この請願に対しては毎年この9月の定例議会になると提出されて、先回、昨年は川口議員ということで、今年は浅野議員にかわっただけなのですけれども、この辺去年の常任委員会でも毎年毎年出すのはいかがなものかというような意見が出たはずなのですけれども、今後この趣旨は依然として公立との格差があるために、それを解決するために毎年出すのだろうとはわかっているのですけれども、その辺今後なおかつこれがある程度達成するまでこういう請願を出していくのか、どうでしょうか。

それから、2点目、新潟県30市町村あるのですけれども、30市町村全部この請願を出しておられるのですか、その辺ちょっとお聞かせください。

7番（浅野一志君） ここにある新潟県私学の公費助成をすすめる会というふうな会ですけれども、ありまして、そちらのほうは私学に生徒を学ばせている親御さんたちの会なのだそうですけれども、そちらのほうとしてはできるだけ目的を達成したいということで毎年出しているということです。それが……

社会文教常任委員長（松原良彦君） すみません。もう少しはっきり。

7番（浅野一志君） 公私間格差をなくすようなことをやっていきたいということで、それを達成するために出し続けたいということです。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） だから、それは中身はわかるって。その中で、だからこれからもずっとそういうことを、請願を続けて、ある程度実績が上がるまでやっていくのかというのを私は聞きたい。

7番（浅野一志君） それは、そういうふうに言っています。

社会文教常任委員長（松原良彦君） もう一点。30市町村全部で出すのかということ。

7番（浅野一志君） 出しているということです。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 全部。

7番（浅野一志君） はい。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 採択になっていますか。不採択になっているところはない。

7番（浅野一志君） それは聞いていないですけれども……

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 聞いていないではなくて。

7番（浅野一志君） 見ている段階では採択されているというふうに思います。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 大体みんな採択されると思うのだけれども、私

もこれ思うのだけれども、その辺今後もう少し簡単に考えないで、この中身の資料を見れば、もう間違いなく格差が出ているというのはわかりますけれども、その辺をきちっと加味して。出せばいいというものではないと思うのですけれども。これは私だけの意見ですけれども、その辺ちょっと参考のために聞いていただければと、これ私の意見です。

7番（浅野一志君） わかりました。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにご意見のある方ありませんでしょうか。

ないようですので、私のほうから1つ2ついいですか。今まではこの私学助成に関しては川口元議員さんが出しているのですけれども、川口議員さんのほうから何かしらお話があったのかというのを1点。これは、個人情報もありますので、答えられる範囲で結構ですし。

それから、加茂暁星、私学の関係で父母の会というのがPTAよりもものすごく活発に動いているわけなのですけれども、ここのほうからこの私学助成について請願書というものが毎年配られてくるのですけれども、こういうものも含めて、まだこれからもそういう請願、個人的に署名をもらうようなことも今後もあり得るのか、ちょっとわかりましたらお聞かせください。

7番（浅野一志君） 1つは、川口さんからはありませんでした。一応川口さんからではなくて、知り合いを通じてと言ったらおかしいですけれども、暁星高校の先生から川口先生のかわりをお願いしたいということでお話はありました。

それから、個人の署名ですけれども、それは恐らく行うと思います。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 行う。

7番（浅野一志君） はい、要は配布されて。今回ももらったのですけれども、多分同じような署名だと思いますが、そういうふうな紙が用意されていますから、恐らく行うと思います。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

そのほかにございませんでしょうか。

ないようですので、請願第3号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

請願第3号について討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

請願第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択と決しました。

議会事務局書記(渡辺真夜子君) 提出先が国のほうから読みます。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書(案)。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の重要な役割を担っています。

平成22年度より公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生から年収910万円以上の世帯は学費負担が発生することになりましたが、年間約12万円の学費負担にとどまっています。一方、私立高校では世帯収入により授業料の一部を補う就学支援金と自治体独自の学費軽減制度で一定に学費負担が軽減されていますが、入学金を含む初年度納付金は全国平均約72万円(平成26年度)、就学支援金を差し引いても約60万円の学費負担がなお残されています。

また、私立高校の専任教員数は公立高校との比較において少なく、専任教員一人当たりの生徒数は公立高校が14.9人に対して、私立高校の平均は19.6人で約1.3倍となっています。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」を謳っていますが、公立高校に比べて高額な学費を負担し、その上教育条件も厳しい状況となっていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況です。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さをいっそう発揮するための教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められています。

政府並びに国会におかれましては、私学教育の充実をはかる立場から、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

1. 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること
  2. 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。



社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

議会事務局書記（渡辺真夜子君） 裏面もあるのですが、県知事宛てなのですが。

新潟県では、高校生の約2割は私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っています。

平成22年度より公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生から年収910万円以上の世帯は学費負担が発生することになりましたが、年間約12万円の学費負担にとどまっています。一方、私立高校では国の就学支援金と県独自の学費軽減制度により、授業料と施設設備費の一部の学費負担が軽減されていますが、入学金を含む初年度納付金は県平均で約57万円（平成26年度）で、国・県の学費支援後も年収350万円未満の世帯で約18万～26万円、年収350万円～910万円未満の世帯で約40万～46万円の学費負担が残されたままです。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「2分の1以内」に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、さまざまな困難をかかえてきました。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状です。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さをいっそう発揮するための教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められています。

新潟県におかれましては、私学教育の充実をはかる立場から、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

1. 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること
2. 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

ただいま2通りの意見書が、内容が提案されましたですけれども、これでもよろしいでしょうか、皆様のご意見。

11番（池井 豊君） ちょっと内容的に文章の下から4行目、5行目の「私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し」、私学に通うのは生徒で、保護者は関係ないと思うのだけれども、保護者は学費負担しているけれども。この保護者と文言入っているのおかしくないですか。

議長（皆川忠志君） これ切れるのではないのか、本当は。真ん中のちょんではないのではないの。「私学に通う生徒、保護者の学費負担」だったら……

11番（池井 豊君） それで、請願事項が私立高校生への学費軽減制度を拡充すること  
いうふうに出ているのだから、文章の整合性からすると、通っている生徒への  
学費負担を軽減しただけでいいと思うけれども。保護者が実質金払っているのはわか  
るけれども。

社会文教常任委員長（松原良彦君） どうでしょうか。

12番（関根一義君） どっちでもいいけれども。  
(どっちでもいいんじゃないの声あり)

11番（池井 豊君） では、いいことにしてください。  
(何事か声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 皆さんの意見ではこれでいいのではないかという  
ようなお話がありました。

では、これでよしということで決めます。異議がありませんので、この意見書の  
内容で本会議に提案いたします。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

---

午前10時04分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成27年9月14日

社会文教常任委員長 松 原 良 彦